

大阪府主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当する

資質向上研修(法定外研修)にあたっての注意事項

平成 28 年度から、主任介護支援専門員として継続的な資質向上を図るため、更新制度が導入されることとなり、主任介護支援専門員更新研修が新設されました。研修の受講に当たっては、P 2 参考に記載する大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱（別添 6 主任介護支援専門員更新研修実施要綱）に規定する受講要件①～⑦までのいずれかを満たす必要があります。

1. 主任更新研修に係る受講要件②の資質向上研修（法定外研修）の閲覧・受講、登録・掲載について

法定外研修については、大阪府主任介護支援専門員更新研修の指定団体である公益社団法人大阪介護支援専門員協会のホームページ上に掲載された「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の掲示一覧」から確認ができます。

（１） 資質向上研修（法定外研修）の探し方

掲載されている資質向上研修（法定外研修）を閲覧する場合は、大阪介護支援専門員協会ホームページ（<https://www.ocma.ne.jp/houteigai/>）をご確認ください。こちらは、大阪介護支援専門員協会の会員、非会員に関係なく、無料で閲覧できる掲示板システムとなっています。

（２） 資質向上研修（法定外研修）を掲載する

資質向上研修（法定外研修）を掲載する場合は、大阪介護支援専門員協会ホームページ（<https://www.ocma.ne.jp/houteigai/regist/>）をご確認ください。こちら、大阪介護支援専門員協会の会員、非会員に関係なく、無料で閲覧、登録することができる掲示板システムとなっています。

なお、「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の掲示一覧」への掲載にあたっては、主任介護支援専門員更新研修の指定団体である公益社団法人 大阪介護支援専門員協会により下記の基準により内容の精査を行います。そのため掲載までに概ね 2 週間程度時間を要しますのでご了承ください。

また、1（２）「資質向上研修（法定外研修）を掲載する」の手続きによって研修を登録すると研修 ID が付番され、研修 ID が付番された研修のみが主任更新研修の要件を満たす法定外研修となります。

2. 資質向上研修（法定外研修）に関する登録基準

（１） 研修実施機関

研修実施にあたっては、都道府県、市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員に係る職能団体（支部も含む）、大阪府介護支援専門員法定研修の指定団体のみが登録できます。

なお、研修実施にあたっては他の団体に研修を委託することは可能です。その場合は研修の登録、名簿管理は実施主体である委託元の団体が管理するようにしてください。

（２） 研修時間

研修 1 回あたりの時間数は、1 時間以上とすること。

（３） 対象者

介護支援専門員であること。（受講者の一部は地域を限定せず全ての介護支援専門員を募集すること）

なお、複数の職種を同時に募集する場合は、必ず介護支援専門員が対象者に含まれること。

（４） 研修内容

専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの。

（P 2～4「専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの」に係る基準参照）

(5) 修了確認

研修の実施にあたり、希望者に対し次のいずれかの形で修了を証明すること。

- ・ 「修了証」の交付
- ・ 「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の受講記録」への記載

※ 「修了証」の交付にあたっては、研修名、修了年月日、受講者氏名（必要であれば介護支援専門員登録番号）、研修実施団体名を記入のうえ、必ず押印すること。

※ 「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の受講記録」の記入にあたっては、受講者が持参した「受講記録」に実施機関確認者名及び確認印の欄に研修実施機関の職員の署名・押印をしてください。（別紙「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）受講記録」参照）

【参 考】

・大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱（別添6）主任介護支援専門員更新研修実施要綱（2 対象者）より抜粋

2 対象者

研修対象者は、特に質の高い研修を実施する観点から、次の①から⑦までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者
- ⑥ 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者
- ⑦ その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者

・「専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの」に係る基準

※研修の登録にあたっては、「研修カテゴリ」を選択する必要があります。「研修カテゴリ」の詳細については、原則、大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱に規定されている各研修の科目、内容を基準とし、詳細例については、研修内容の目安です。

No.	研修カテゴリ	（詳細例）※介護保険制度の改正等、社会情勢の変化により変更されることがあります。
1	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	・ 介護保険法の改正に伴う介護支援業務の変化について ・ 介護保険制度とその周辺にある法制度の理解
2	介護保険制度の変遷と社会的価値観の変遷	・ 介護保険制度の仕組みと生活への影響 ・ 介護報酬の算定と解釈 ・ 介護保険制度とその周辺にある法制度を活用した法令遵守
3	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	・ 市町村による地域包括ケアシステムの取組みと考察 ・ 地域における地域包括ケアシステムの実践と高齢者生活への影響や変化
4	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	・ 相談援助職としての高齢者とのコミュニケーション
5	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	・ 高齢者虐待への必要な対応と防止 ・ 高齢者の人権問題
6	アセスメント及び居宅サービス計画等作成	・ アセスメント及びニーズの把握の方法 ・ 居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議の意義及び進め方、モニタリング及び評価等

7	ケアプラン作成	・居宅サービス計画、施設サービス計画の作成 ・居宅サービス計画の実施状況の把握、訪問介護計画等の個別サービス計画との連動の重要性及びサービスの利用援助 ・施設サービス計画の実施状況の把握 ・介護予防支援の実践における倫理的な課題に対する支援
8	自立支援のためのケアマネジメントの基本	・介護予防の考え方と介護支援専門員の役割 ・ICF(国際生活機能分類)の活用によるケアマネジメント ・様々な制度を活用した生活改善の事例
9	ケアマネジメントのプロセス	・課題分析方式の活用、課題整理総括表の活用、評価表の活用、プロセス評価 ・業務管理、リスク管理に関すること ・予防プラン作成と自立支援
10	ケアマネジメントに係る法令等の理解	・ケアマネジメントを実践する上での法令遵守（コンプライアンス）
11	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	・生活圏域と医療圏域における環境システム・多職種との連携方法
12	疾患別におけるケアマネジメントの展開	・脳血管疾患に関する事例、認知症に関する事例、筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例、内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例、看取りに関する事例、難病の対応事例に関すること
13	対人個別援助技術及び地域援助技術	・地域における介護支援専門員の役割 ・主任介護支援専門員による介護支援専門員へのコーチング演習 ・地域住民への啓発及び伝達方法について
14	生活事象におけるケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例、認知症に関する事例、入退院時等における医療との連携に関する事例、家族への支援の視点が必要な事例、社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例、状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例
15	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	・疾患別医療圏域の理解と地域ケアについて ・多職種合同における事例検討会
16	利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	・利用者を中心としたチームケア ・事例検討会
17	社会資源の活用と利用者の自立支援	・社会資源を活用したケアマネジメント
18	地域包括ケアシステム及び社会資源	・地域包括ケアシステムの構築に当たって介護支援専門員に求められる役割 ・地域包括ケアを実現するためのケアマネジメントに必要な保健、医療、福祉サービスの理解 ・生活保護制度、障がい施策、老人福祉施策、地域ケア会議などに関連する機関やボランティア等との連携、協力及びネットワーク構築

19	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	・ 地域における実践事例の展開と考察
20	実践の振り返りと意見交換、講評及びネットワーク作り	・ 地域のネットワークの構築と活用について ・ 地域ケア会議の意義について ・ 支援困難事例における事例検討会 ・ 地域包括ケアシステム構築と活用効果について
21	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	・ 地域課題に対する取組みや実践例の事例検討
22	ターミナルケア	・ ホスピス、緩和ケアをめぐる生命倫理に関するケアマネジメント ・ 地域の医療体制の理解と連携・緩和ケアにおけるチームアプローチと介護支援専門員の役割
23	運営管理におけるリスクマネジメント	・ 居宅介護支援事業所等を運営する上での経営管理について・利用者等からの苦情対応の方法と法令遵守
24	地域援助技術	・ 地域援助技術の実践と計画作成の方法 ・ 高齢者の就労を推進するための取組み ・ 事件事故等についての事例検討
25	給付管理に関すること	・ 介護報酬算定の意味 ・ 運営基準減算、特定事業所集中減算等 ・ 介護報酬における説明と同意
26	主任介護支援専門員の役割と視点	・ 地域における主任介護支援専門員の役割・地域包括支援センターの機能と役割
27	人材育成及び業務管理	・ 介護支援専門員研修体系の意義と考え方 ・ 事業所内における介護支援専門員への研修のあり方 ・ 事業所外、地域外の介護支援専門員への研修のあり方
28	対人援助者監督指導	・ スーパービジョンの展開 ・ スーパーバイザーの責務と実践 ・ ファシリテーターの役割と実践
29	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	・ 介護支援専門員のスキルアップ課題の明確化と効果的な指導及び支援方法 ・ プロセス評価、自己評価促進研修 ・ 事例の書き方の研修、事例のプレゼンテーションの仕方と訓練
30	主任介護支援専門員の実践の振り返りと指導及び支援の実践	・ リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例、認知症に関する事例、入退院時等における医療との連携に関する事例、家族への支援の視点が必要な事例、社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例、状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例
31	その他	（自由記載）

※「31 その他」の項目については、1～30までに該当しない場合であって、ケアマネジメントに資するものである場合に選択してください。